



水害発生時におけるUR賃貸住宅への一時的な避難について 葛飾区と協定を締結しました

UR 都市機構（独立行政法人都市再生機構）と葛飾区は、平成 24 年 9 月 12 日（水）、「水害時における共用部分の一時的な使用に関する基本協定」を締結いたしましたので、お知らせします。

葛飾区は、荒川・江戸川・中川の 3 河川に囲まれており、過去には台風等による洪水被害に見舞われてきた経緯があります。

大規模な水害発生した際、この地域にお住まいの方々は、区が発令する避難勧告や指示に合わせ、隣接する区市などへ広域避難することとなります。しかしながら、広域避難する時間的な余裕がない場合には、近隣の高い建物等へ緊急的・一時的に避難を余儀なくされると見込まれます。

UR 都市機構と葛飾区は協議を進め、葛飾区内 11 か所の UR 賃貸住宅の廊下や階段、エレベーターホールなどの共用部分を、大規模水害時に地域住民の一時的な避難場所として使用する内容の協定を締結することとなりました。協定の内容は別紙のとおりです。



※締結式（平成 24 年 9 月 12 日 葛飾区役所にて）左より青木葛飾区長、望月東日本賃貸住宅本部長

●お問い合わせ先

東日本賃貸住宅本部 住宅経営部管理企画チーム

(電話) 03-5323-2642

東日本賃貸住宅本部 総務部総務・法務チーム

(電話) 03-5323-2555

水害時における共用部分の一時的な使用に関する基本協定

葛飾区を「甲」とし、独立行政法人都市再生機構を「乙」として、甲乙間に次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、・飾区内で水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する別表に掲げる施設の共用部分（以下「共用部分」という。）に近隣住民等が一時的に避難できるようにすることにより、水害時における近隣住民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(内容)

第2条 ・飾区内で水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙は、甲の求めにより、共用部分を一時的な避難場所として近隣住民等に使用させるものとする。

(避難時の事故等の責任)

第3条 乙は、前条の規定により共用部分に避難してきた近隣住民等が、その者の責めにより引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都・飾区立石五丁目13番1号
甲 葛飾区
区 長 青 木 克 徳

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
乙 独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本 部 長 望 月 常 弥

別表

団地名	所在地
東四ツ木二丁目第二	東四つ木 2-4-3
青戸第四	青戸 4-25、26
金町五丁目	金町 5-3、4、22
青戸第五	青戸 3-9-1
エステート東新小岩	東新小岩 2-9、10、13
すまいる亀有	亀有 1-10
青戸第一	青戸 3-13～17、19
アーバンライフ東新小岩	東新小岩 3-8
アクシス東四つ木	東四つ木 2-21、22、27
金町第一	東金町 2-12、14、23～25
青戸第二	青戸 4-26～28